

人権擁護法案で外国人登録証問題を対象外とし 在日台湾人の人権を蹂躪する法務省を許すな！

台湾人の国籍を「中国」から「台湾」へ

日本李登輝友の会

入国管理局の外国人登録業務で在日台湾人の国籍を「中国」とし、彼らに「中華人民共和国民」の身分を押し付け、「人権侵害だ」と非難を受けているのが法務省だが、このたび同省が成立を目指す人権擁護法を通じ、そうした非難を封じ込めようとしていることが判明した。

法務省人権擁護局が今年一月、人権擁護法案に関する自民党議員の勉強会で配布した資料「人権委員会の手続き修正案《相手方の保護》」によると、同法案では人権被害の申告があっても、「法令が憲法違反であるとの見解を根拠・前提にした被害申告」の場合は調査を開始せず、加害者とされたものの保護を図る（規則第A条第3号）とし、その事例として「台湾人の外国人登録に『中国』と記載する行為が人権侵害であるとする申告」を挙げていた。

つまり中国国籍の押し付けは「法令」が定めるものであり、それを「台湾人への人権侵害だ」とする申告は、人権委員会の調査の対象外となり、「加害者」とされる法務省は保護される、ということなのだ。

法案を作成した人権擁護局は、中国国籍の押し付けは「法令」(外国人登録法)に基づくものと説明している。だが、実はそれは「法令」ではなく、入国管理局の「内規」(外国人登録事務取扱要領)に過ぎない。

そこで本会がこの人権擁護法案の杜撰さを指摘すると、人権擁護局は「法令の二字は修正する」と答えたものの、あくまでも「台湾人の人権侵害」は保護の対象とはしない構えだ。

これは中国への配慮か、それとも法務省の自己防衛のためか。

台湾人にとって法務省の人権擁護法案は、まさに人権蹂躪擁護法案と言える。そこまでしてでも台湾人の国籍改変にこだわる国家機関の横暴を、我々は断じて許してはならない。

法務省人権擁護局に抗議の声を！ 03 - 3580 - 4111